

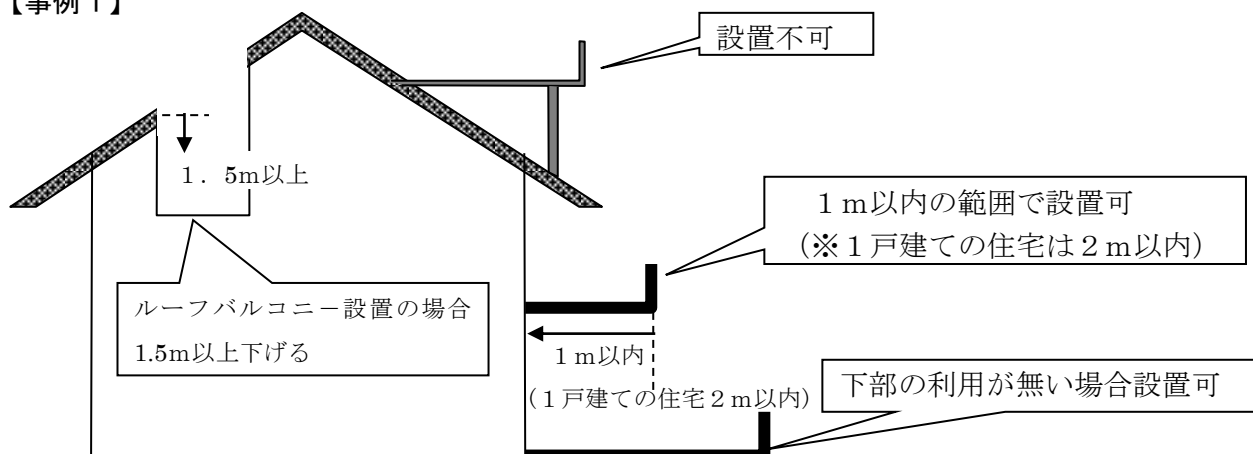
バルコニー及びベランダ（テラス）の取り扱い

自然保護対策要綱では、建築物の屋根の勾配については背景となる自然環境になじむ形態として10分の2（商業地域にあっては10分の1）の勾配屋根とする規定がされています。バルコニーやベランダの大型化が進んでいることと屋根との区別化が明確でないため下記の取り扱いとします。

【設置要件】

- ・バルコニーについては設置できないものとする。（屋根及び庇に類する扱いとし、勾配をとることが義務づけられ、利用は不可と考えられるため）
- ・ベランダについては日常生活に必要であることを考慮し、必要最小限（建築面積に含まれない範囲として外壁から1m以内の突き出しとする。ただし、1戸建ての住宅は2m以内。）であれば設置可能とする。
- ・1階部分のテラス(デッキ)については下部の利用がない場合は設置可能。（下部利用の場合は下部の屋根とみなし勾配をとることが義務となるため設置不可）

【事例1】



【事例2】 下部を玄関ポーチ等で使用し建築面積の算入とする場合においても同様です。

